

令和 6 年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針

令和 6 年度に神奈川県立中等教育学校の前期課程において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項の規定による教科書をいう。）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条に規定する教科用図書の採択に関し、その方針について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申をふまえ、次のとおり定める。

なお、採択の手続き等に関し必要な事項については、この方針に基づき、神奈川県教育委員会教育長が別に定める。

- 1 中等教育学校の前期課程においては、中高一貫教育の特色を踏まえ、学習指導要領に定められた各教科の目標を達成する上で適切に編集されているか、十分に調査研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択する。その際には、神奈川県教育委員会が作成した中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の結果（令和 3・4・5・6 年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果「社会（歴史的分野）」（令和 4・5・6 年度用）を活用する。
- 2 採択に当たっては、文部科学大臣が作成する教科書目録（令和 6 年度使用）から、採択する。
- 3 採択に当たっては、公正の確保に留意する。